

掛川市学校運営協議会(コミュニティ・スクール)

運営マニュアル



掛川市教育委員会教育政策室・学校教育課
令和4年1月



運営マニュアル作成にあたり

掛川市では平成 31 年度より、市内公立小中学校 31 校に「学校運営協議会」を設置しました。

この運営マニュアルは、掛川市の学校運営協議会の基本的な考え方や進める上での具体的な留意点等を掲載しております。

学校運営協議会事務局担当の学校職員や学校運営協議会委員の方々が、本運営マニュアルを参考に活動され、各小中学校における学校運営協議会を円滑に運営して、地域とともにある学校づくりの推進を図っていただければ幸いです。

なお、お気づきの点やご不明な点がありましたら、掛川市教育委員会教育政策室または学校教育課までお問い合わせください。よろしく願いいたします。

掛川市教育委員会事務局教育政策課・学校教育課

教育政策課 0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 0 9

学校教育課 0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 5 6

目次

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）	1
掛川市学校運営協議会規則	2
1 掛川市の現状	5
2 掛川市学校運営協議会の趣旨	6
3 掛川市学校運営協議会の特徴～学校の応援団として～	6
(1) 組織づくりにおける特徴	6
①学校評議員制度から学校運営協議会制度へ	
②子ども育成支援協議会と連携した学校運営協議会	
(2) 掛川市学校運営協議会の役割	7
①校長が作成する学校運営に関する基本方針の承認	
②学校運営について教育委員会または校長への意見	
③教職員の任用に関して、教育委員会への意見	
(3) 掛川市学校運営協議会導入までの過程	8
4 学校運営協議会の運営	9
(1) 学校運営協議会の年間の流れ	9
(2) 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱	10
①委員の定数	
②委員の選出区分	
③委員の任期	
(3) 会長及び副会長の選出	13
(4) 学校運営協議会における学校運営の基本的な方針の承認	15
(5) 学校運営協議会における教育活動への意見の申出	17
①意見の内容	
②校長への申出についての対応及び反映	
③教育委員会への申出についての対応及び反映	
(6) 学校運営協議会における学校・家庭・地域の連携促進	18
(7) 学校評価・守秘義務・情報公開等について	19
①学校評価について	
②守秘義務について	
③情報公開について	
5 様式	21
様式1「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書様式	22
様式2「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書様式	23
様式3「学校運営協議会委員推薦」に関する提出書様式	24

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（学校運営協議会関係）

第47条の5

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - (1) 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - (3) 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

掛川市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に定めがあるもののほか、法第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 掛川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）別表1の表に掲げる小学校及び同表2の表に掲げる中学校ごとに協議会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する場合

(2) 小学校及び当該小学校に在籍する多数の者が進学する中学校において、これら2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認めた場合

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、法第47条の5第2項第1号から第3号までに掲げる者のほか、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 対象学校（法第47条の5第2項第1号の対象学校をいう。以下同じ。）の校長

(2) 対象学校の教職員

(3) 学識経験を有する者

3 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定による委員の任命に関する意見の申出があったときは、対象学校の校長から当該意見を聴くものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行

(2) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動

(3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用する行為

(基本的な方針)

第6条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の教育目標に関する事項

(2) 対象学校の経営方針に関する事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営状況等について協議及び評価を行い、当該結果を毎年1回以上公表するものとする。

(意見聴取)

第8条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員任用に関する意見の対象となる事項)

第9条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、特定の個人に関する事項を除く。

(1) 第6条第2項の基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた事項

2 前条の規定は、協議会が法第47条の5第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときについて準用する。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事の公開)

第12条 会議は、これを公開する。ただし、掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）第7条に規定する不開示情報を取り扱うときは、その全部又は一部を公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(適正な運営の確保)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による指導及び助言にもかかわらず、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、委員の解任その他必要な措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、前条第2項の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 第5条第1項に規定する義務に違反したとき。
- (2) 第5条第2項各号に掲げる行為を行ったとき。
- (3) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な手続、準備その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

1 掛川市の現状

本市では、各園や学校が連携して子どもの教育にあたることと、地域コーディネーターを中心に園・学校ボランティアを活用した教育活動を展開し、学校と家庭・地域が連携して子どもを育む教育に取り組む中学校区学園化構想を推進しています。

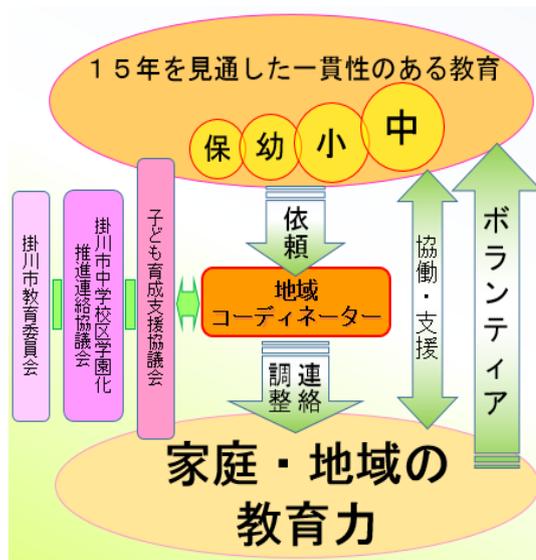
また、各市立園や学校においては、学校評議員を設置して、その意見を取り入れた学校運営を展開しています。

【中学校区学園化構想とは】

中学校区学園化構想は、中学校区を学園と呼び、各学園の保・幼・小・中学校が連携を強化し、一貫性のある教育を実施するとともに、地域連携による園・学校支援を通じて市民総ぐるみの教育活動を推進しています。

その中核を担う組織として、各学園に「子ども育成支援協議会」が設置され、その運営や事務、そして地域と学校をつなぐ重要な役割を担う「地域コーディネーター」が配置されています。

平成 25 年から全中学校区で始まり、これまでたくさんの市民の皆様力を借りて、子どもたちが心豊かにたくましく育つ環境が充実しています。



【各学園の目指す子ども像】（平成 30 年度現在）

学園名	目指す子ども像
栄川学園	じっくり考え表現できる子～人とかかわり、自分を深める～
掛東学園	やさしさ りりしさ 郷土愛
掛西学園	自分で判断ができ、思いやりの心をもった掛西学園の子
桜が丘学園	「やる気」「やさしさ」「たくましさ」を持つ子
原野谷学園	夢を抱き りりしく歩む 原野谷っ子
冀北学園	ふるさとを愛し 未来へはばたく子
城東学園	報徳の心をうけつぎ、城東が大好きな子どもの育成
大浜学園	ともに高め合い 夢に向かってがんばる子
若つつじ学園	みんなで育てよう！大須賀っ子

2 掛川市の学校運営協議会の趣旨

掛川市が推進している中学校区学園化構想を基盤に、学校と家庭・地域の連携を進化・発展させるためには、「地域でどのような子どもたちを育て、どのような課題を解決しなければならないのか」という目標や方法を地域ぐるみで共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校づくり』を推し進めていく必要があります。

そこで、既存の学校評議員制度を発展させ、学校と家庭・地域それぞれの立場の人たちが、学校運営に当事者意識を持って参画するとともに、既存の子ども育成支援協議会と連携しながら「地域とともにある学校づくり」を推進するため、合議制の機関である学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入します。

(1) 学校運営協議会とは

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

(2) 学校運営協議会とコミュニティ・スクールとは

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に示されている「学校運営協議会」が設置された学校の通称として、「コミュニティ・スクール」という言葉が用いられています。また、同時に学校運営協議会制度そのものも「コミュニティ・スクール」と呼ばれています。

3 掛川市の学校運営協議会の特徴 ～学校の応援団として～

(1) 組織づくりにおける特徴

①学校評議員制度から学校運営協議会制度へ

これまでの学校評議員制度は、評議員一人一人が意見を個別に校長へ述べる仕組みでした。学校運営協議会制度では、学校運営について校長を含めた委員の合議制による協議を行うことで、保護者や地域住民の当事者意識を高め、学校と家庭・地域の一体性が高まります。

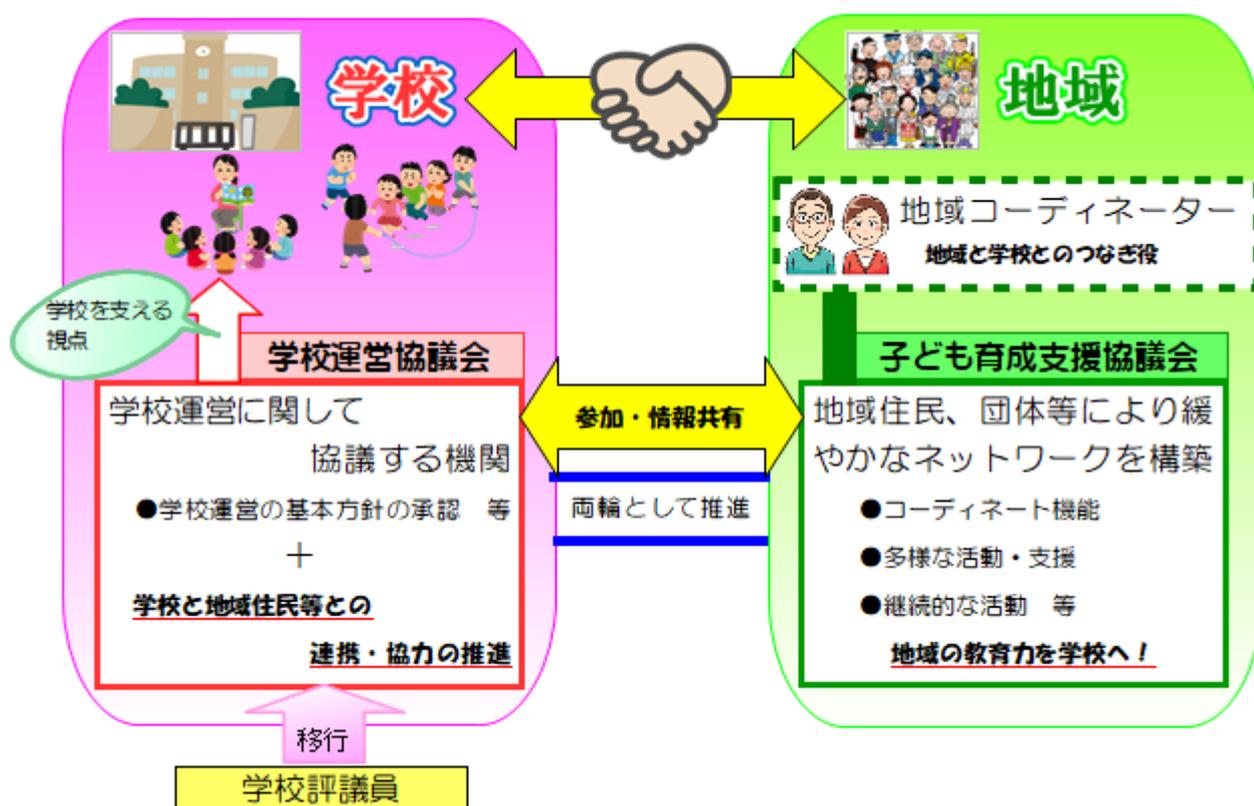
②子ども育成支援協議会と連携した学校運営協議会

現在、子ども育成支援協議会は中学校区単位にありますが、小中学校それぞれの要望に応えた学校支援がなされています。現状の体制を活かしつつ、学校・家庭・地域の連携を持続・発展させるために、学校運営協議会は各小中学校単位を基本として設置します。

さらに、地域コーディネーターを中心とした子ども育成支援協議会の委員が学校

運営協議会の委員に加わることで、学校と地域が連携・協働して行う活動について効果的な協議を行うことが期待できます。

【関係図】



(2) 掛川市学校運営協議会の役割

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5では、学校運営協議会の主な3つの役割が規程されています。

① 「校長が作成する学校運営に関する基本方針を承認する」

(地教行法第47条の5第4項)

校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。地域住民が校長とともに学校運営を背負っているという自覚と意識を高め、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援していただきます。そして、お互いに当事者意識を持って目指すところを共有し、協働的な活動へとつなげていきます。

② 「学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる」

(地教行法第47条の5第6項)

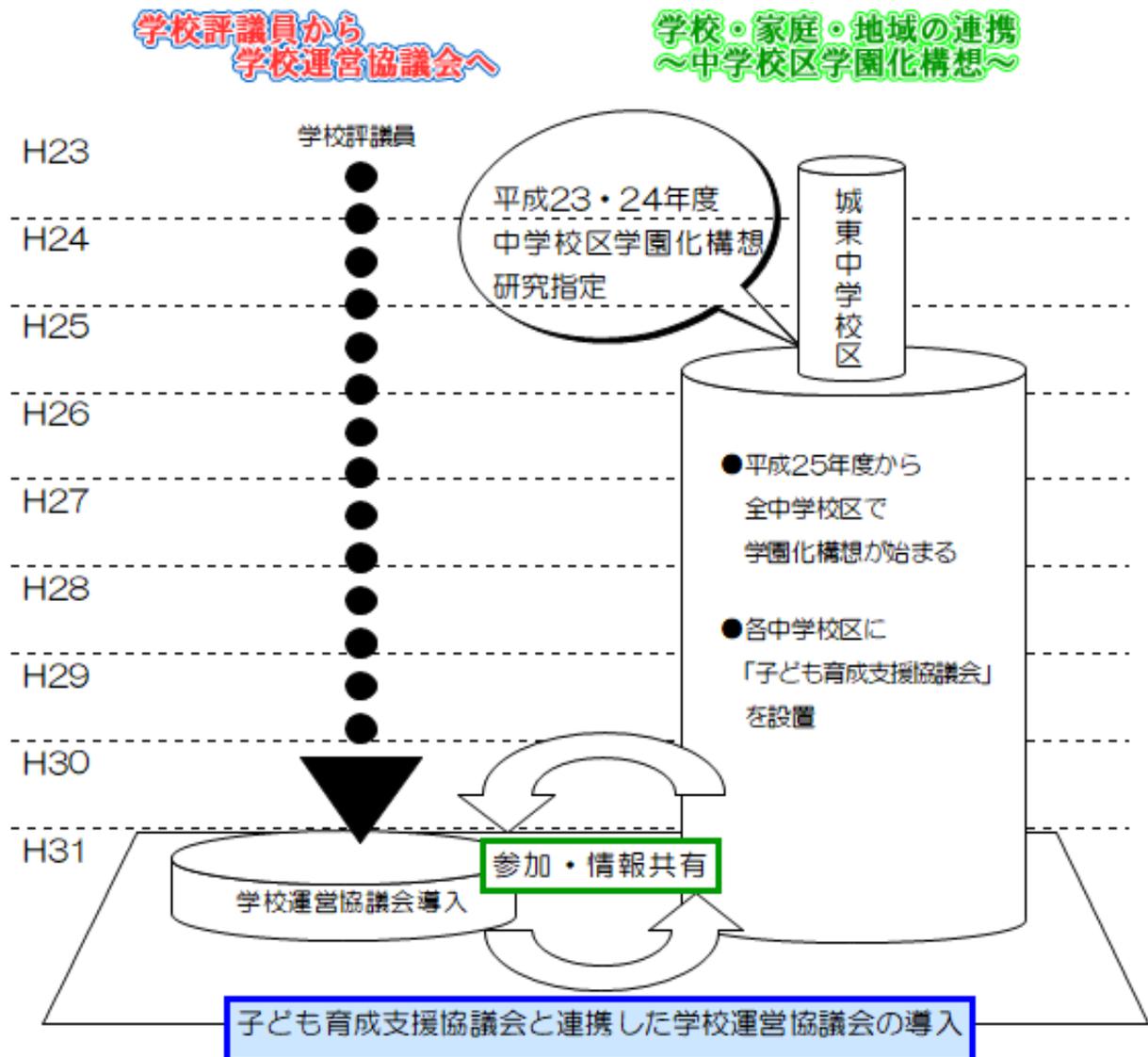
広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成する基本方針の承認の他、学校の運営全般について教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。そのことにより、学校だけでは気づくことのできなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民の代表による合議体としての意見を述べることとなります。

- ③「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」（地教行法第47条の5第7項）

学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備を図る観点から、教職員の任用に関する意見を述べることができます。ただし、特定の個人に関することを除き、学校の基本方針等を踏まえ学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標に適った意見に限ります。なお、この意見の申出については、任命権者の任命権の行使そのものを拘束したり、校長の意見具申権そのものに変更が生じたりするものではありません。

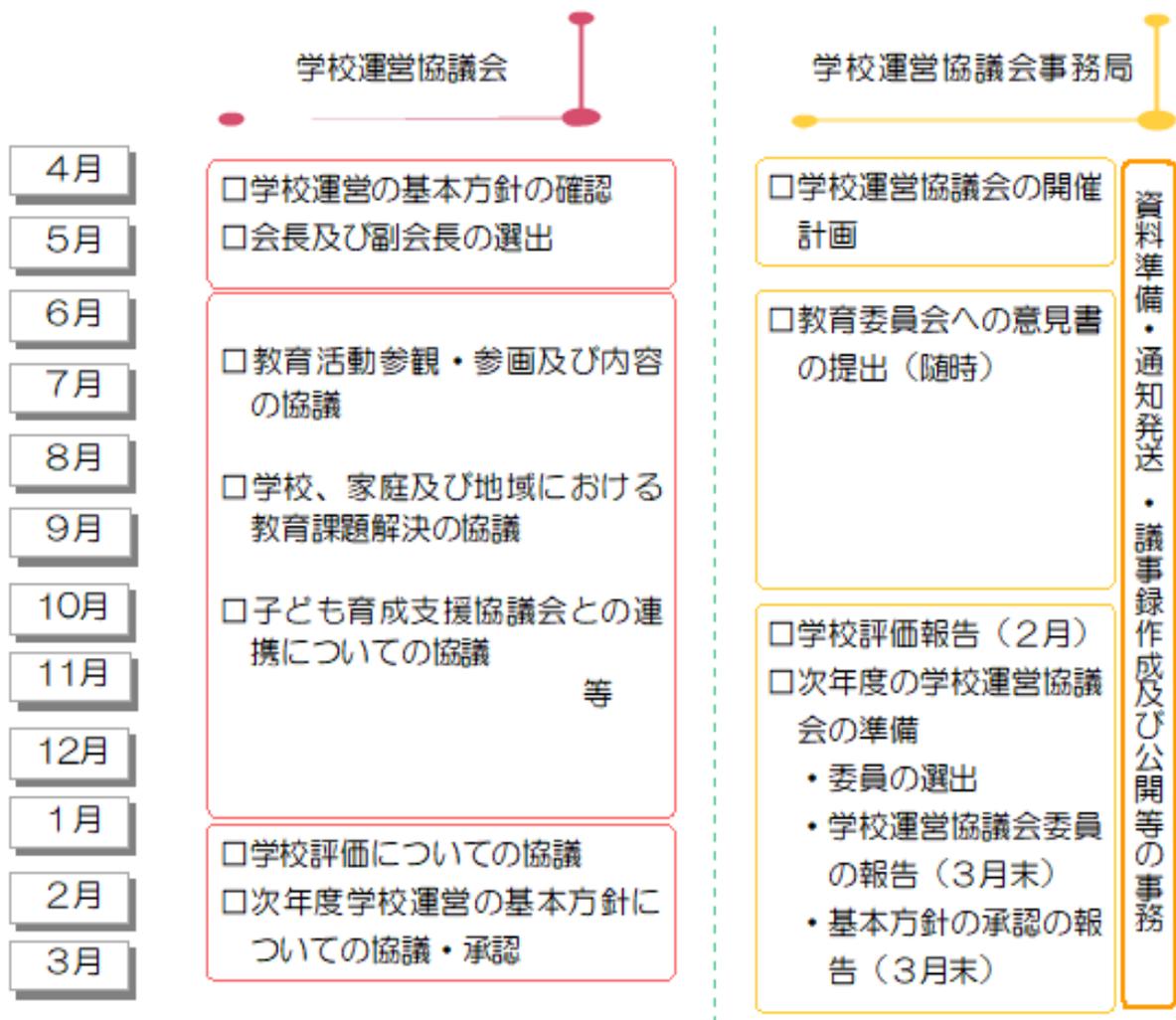
(3) 掛川市学校運営協議会導入までの過程



4 学校運営協議会の運営

平成31年4月から、本市では市内全小中学校に学校運営協議会制度を導入します。ここでは、年間の流れを示すとともに、学校運営協議会委員の選出から会の進め方等の具体的な内容について記載します。

(1) 学校運営協議会の年間の流れ



※本頁以降、法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいい、規則とは、「掛川市学校運営協議会規則」をいう。

(2) 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱

①委員の定数

協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
(規則第3条第1項)

Q1

最大10人ということだが、実際何人くらいいけばよいのか？



A1



法第47条の5第2項に規定している者のうち
地域住民の代表2名程度
保護者代表2名程度
学校運営に資する活動を行う者（子ども育成支援協議会の役員）1名
に学校長を加えた6人以上であることが望ましいと考えます。

②委員の選出区分

学校協議会委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 1 対象学校（略）の所在する地域の住民
- 2 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 3 社会教育法第9条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員^{※1}その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 その他当該教育委員会が必要と認める者
(法第47条の5第2項)

委員は法47条の5第2項第1号から第3号に掲げる者のほか、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 1 対象学校の校長
 - 2 対象学校の教職員
 - 3 学識経験を有する者
- (規則第3条第2項)

※1 掛川市における子ども育成支援協議会の地域コーディネーター

コミュニティ・スクールの趣旨に照らし、学校運営協議会の委員には、保護者と地域代表者の参画が不可欠です。また、掛川市の場合には、中学校区学園化構想の中で学校と地域との繋ぎ役となっている地域コーディネーターや、各学校を支援していただいている支援者の方を委員に加えることにより、学校運営と連携した支援が期待できます。

Q2 委員にふさわしい人材をどのように探せばよいのか？



A2



それぞれの学校・地域には、これまで学校評議員を務めていただいた方がいます。また、PTA活動や学校支援活動に熱心に取り組んでいる方もいます。そういった方の中から委員を選任するのが望ましいと思われます。このような人材を学校、地域で育成していくことも大切だと思います。また、学園化や保幼小中一貫教育を推進するために、学園内にある園関係者を委員に入れることをお勧めします。

Q3 自治会やまちづくり協議会の役員等を「あて職」にするのはいかがか？



A3



「あて職」であれば、選出が長期的に安定できるという利点があります。しかし、委員は学校運営への参画という大切な役割を担うので、人物本位で選ばないと充実した協議・活動に繋がらないこともあります。また、「あて職」という意識が浸透すると、委員自身の判断で「次は〇〇さん」と引き継いでしまい、「校長の推薦」という意味がなくなってしまいます。役職や立場は、委員選出の大切な判断材料となりますが、「あて職」の考え方はあまり望ましくありません。

③委員の任期

委員の任期は、前条第2項の委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(規則第4条第1項)

委員の任期は、委嘱又は任命した年度の年度末…3月31日までです。

ただし、保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員については、継続して参画していただくよう、第4条第2項で再任が可能であることを規定しています。

Q4 「再任されることができる。」とあるが、具体的な理由は何か？



A4



校長をはじめ学校の職員には定期的に異動があり、いつまでもその学校に関わり続けることができません。

それに対して、保護者や地域住民のほとんどの人は、その地域に住み、学校との関わりも長く続きます。学校での充実した教育活動や地域の教育力の向上及び地域の活性化を図るためには、計画的かつ継続的な取組も必要となります。

そのことから前向きな考えで積極的に活動する委員には、学校や地域のために委員として長く活躍していただきたいと考えています。

ただし、委員の固定やマンネリ化等の問題に対しては、常に気を配ることが大切です。5年程度で次の委員に交替するのが望ましいと考えます。

(3) 会長及び副会長の選出

協議会に、会長及び副会長を置く。
(規則第10条第1項)

学校運営協議会を代表する立場として、それぞれの協議会に会長を置き、会長の補佐役または不在の場合に代理を務める副会長を置きます。

Q5 学校運営協議会の会長には、どのような人がふさわしいのか？



A5



会長は、学校運営協議会を代表する立場になりますので、協議会で各委員の意見をまとめられる人材でなくてはなりません。ふさわしい人物としては、

- 学校・家庭・地域のそれぞれの立場について理解でき、連携を進めることができる人。
 - 話し合いをまとめる等、コーディネートができる人。
- が望ましいと考えられます。

制度上、校長が会長を務めることも可能ですが、制度の趣旨を考えると、会長は校長以外の委員から選出されることが望ましいと考えます。

ただし、学校運営協議会の立ち上げから3年程度は、会の運営を円滑に行うために、校長が会長を務めていただいてもかまいません。

Q6 学校運営協議会の会長・副会長は、いつ、どのようにして決定すればよいのか？



A6



学校運営協議会委員の任期は単年度であるため、会長・副会長の選出も毎年行わなくてはなりません。その年度の最初の学校運営協議会で互選することになります。

なお、その際の取りまとめは、会長・副会長が不在となるため校長が代理で行います。

Q7

学校運営協議会の会長・副会長は、具体的にどのようなことをするのか？



A7



会長の職務には、主に次のようなことがあります。

- 学校運営協議会の開催について委員を招集すること。
※実際には、会長名での開催通知を事務局（学校内に設置）が発送します。
- 学校運営協議会での協議を進行し、意見をまとめること。
- 教育委員会への意見の申し出について、代表者となること。

これら以外に、対外的に当該学校の学校運営協議会として意見を述べる場合がある場合には、会長の職務となります。なお、副会長はこれらの職務の補佐及び代理を行います。

(4) 学校運営協議会における学校運営の基本的な方針の承認

学校運営協議会の権限・機能である「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」について、法律及び掛川市教育委員会規則では次のように定めています。

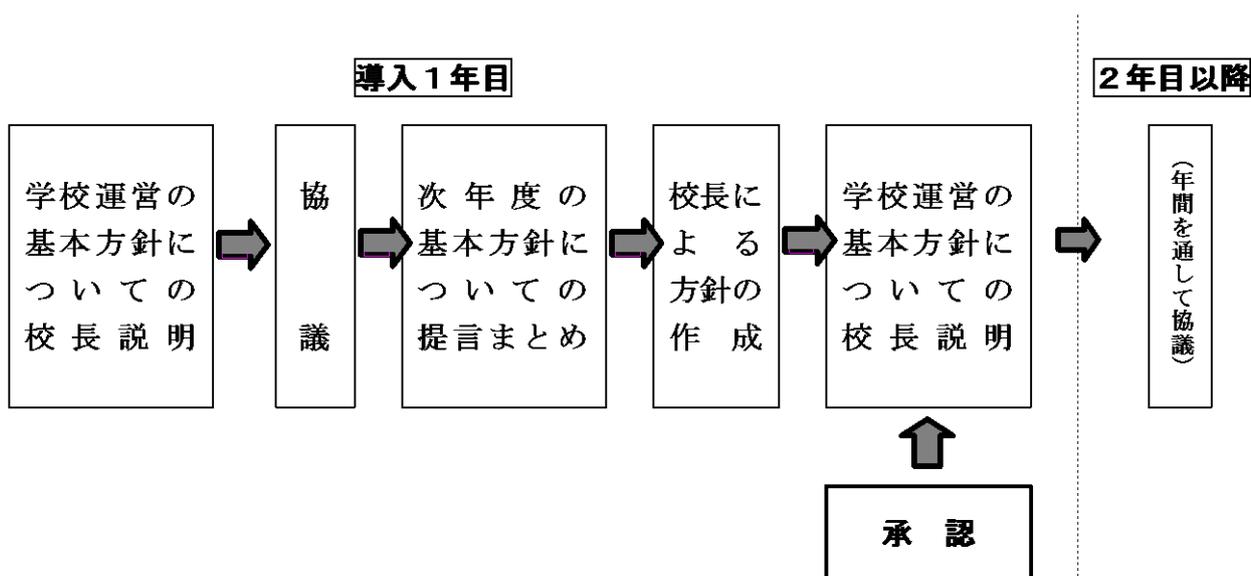
- ・教育課程の編成
- ・学校教育目標
- ・学校経営方針

(法第47条の5第4項)

(規則第6条)

コミュニティ・スクールが進める保護者・地域住民の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。

学校運営の基本方針への承認は、1年間の教育活動の円滑化を図るうえで、前年度末までに行うことが望ましいと考えます。一方で、この承認には「十分な協議」が基になる必要もあります。そこで以下に示した流れで会の運営を行えば、導入2年目以降から保護者や地域住民の意向が反映された学校運営の基本方針となっていきます。



Q8

学校運営協議会における「基本方針への承認」は、どのように行えばよいのか？



A8



「基本方針への承認」は、学校運営協議会において委員総意のもと、会長が取りまとめて承認を行うこととなります。

具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。なお、この承認については、後日、各学校から教育委員会へ報告していただきます。

※報告書の様式は、別記様式1を参照

Q9

学校運営協議会において承認が得られない場合はどうすればよいのか？



A9



「基本方針への承認」が1回の協議で成り立たなかった場合は、議論を尽くし、成案を得るよう努めなければならないので、内容についての改善等を図り、再協議を行ってください。なお、承認が得られない期間中においても、学校における教育活動は校長の指示のもと、円滑に進めます。

再協議を重ねても承認が得られない場合には、教育委員会の担当まで御相談ください。

(5) 学校運営協議会における教育活動への意見の申出

学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
(法第47条の5第6項)

学校運営協議会は、学校運営の基本的な方針の承認に留まらず、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができると規定されています。

①意見の内容

協議会からの意見の内容としては、校長に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。また、教育委員会に対しては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大等の市教育行政の全般に関わる制度や仕組みについてなどが想定されます。

②校長への申出についての対応及び反映

学校の運営及び教育活動についての意見は、学校運営協議会において聴取することになります。なお、この意見の反映については学校側だけに任せず、それぞれに委員の当事者意識によって生かされるようにしていくことが大切です。

③教育委員会への申出についての対応及び反映

学校運営協議会での協議において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ当該学校運営協議会として、書面にて意見の申出を行います。※提出書の様式は、別記様式2を参照。

なお、学校運営協議会より提出された意見については、教育委員会内において対応を協議し、口頭もしくは書面にて回答を行うとともに、解決に努めます。

(6) 学校運営協議会における学校・家庭・地域の連携促進

学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営に必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(法第47条の5第5項)

現在、本市では学校・家庭・地域の連携協働を図る「中学校区学園化構想」を推進し、各中学校区に「子ども育成支援協議会」を設置し、「地域コーディネーター」を配置しています。

学校運営協議会を各小中学校に配置することは、これまで各地域で進めてきた「中学校区学園化構想」の取組を、学校運営とより密接に連携させることにより、さらに効果的な活動が期待できます。

Q10 「子ども育成支援協議会」について、学校運営協議会では、どのように協議していけばよいのか？



A10



子ども育成支援協議会は、平成25年度から全市的に取組を始め、各学園で大きな成果を上げていますが、各地域・学校では課題もあると思われます。また、各地域コーディネーターも、学校支援のボランティアの確保等の悩みを抱えている場合があります。

学校運営協議会では、そのような課題や悩みを事務局（学校）または地域コーディネーターから課題として提案していただき、その解決を図るための協議を行うことが機能の充実につながります。

さらに、協議された解決策の実践のため、PTAやまちづくり協議会等の実働組織が、学校運営協議会と繋がることで、より大きな成果が上げられると思われます。

(7) 学校評価・守秘義務・情報公開等について

学校運営協議会については、これまで説明してきた他にも、権限・機能や委員としての責務があります。

①学校評価について

協議会は、対象学校の運営状況等について協議及び評価を行い、当該結果を毎年1回以上公表するものとする。

(規則第7条)

本市では、これまで各小中学校の運営や教育活動への評価を学校評価委員会、学校評議員からの意見聴取によって行ってきました。

学校運営協議会は、学校評価委員会・学校評議員の評価機能を受け継ぎ、毎年度1回以上の評価を行うこととなります。評価の具体的な方法はこれまでと同様と考えます。

ただし、学校評価委員会・学校評議員が学校運営のPDCAサイクルにおけるチェック機能「C…Check (評価)」の部分を担当していたことに対し、学校運営協議会は、「P…Plan (計画)」「D…Do (実行)」「C…Check (評価)」「A…Action (改善)」の全てに対して当事者意識を持って参画していくことが望めます。

評価内容の公開方法は、学校HPへの掲載または学校だよりの掲載、配付等が考えられます。

②守秘義務について

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則第5条第1項)

保護者や地域住民代表等が学校運営協議会委員として知り得る情報には、個人情報も含めて公にすることが望ましくないものがあります。

職務上知り得たことを外部に漏らさないことを「守秘義務」と言います。学校運営協議会においては、子どもたちに関することも多く話されますので、人権上の配慮からも「守秘義務」徹底を強く図っていきたいと考えます。

③情報公開について

会議は、これを公開する。ただし、掛川市情報公開条例第7条に規定する不開示情報を扱うときは、その全部又は一部を公開しないことができる。
(規則第12条第1項)

学校運営協議会での協議内容については、原則公開となります。
コミュニティ・スクールでは、協議会委員ではない保護者や地域住民とも同じビジョンを持って進めていくことが大切です。会議の傍聴や協議内容（議事録）の公開は、その考え方に従って行っていくことになります。
ただし、個人に関する情報を取り扱う場合には非公開とすることができます。
なお、会議の開催周知や議事録等の情報については、各学校の学校だよりやホームページへの掲載等により情報の公開を図ってください。

Q11 協議内容（議事録）を学校だよりやホームページに掲載する場合に配慮することはあるのか？



A11



情報の公開においては、個人情報の流出およびプライバシーの侵害になること、また風評やいじめにつながる等の人権上の問題になることに対して十分な配慮をお願いします。
また、議事録については、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決まったことを情報として公開してください。

5 様式

様式1：「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書様式

様式2：「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書様式

様式3：「学校運営協議会委員推薦」に関する提出書様式

令和 年 月 日

掛川市教育委員会教育長 様

掛川市立〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

学校運営協議会における「令和〇〇年度学校運営の基本的な方針
の承認」に関わる報告書

令和〇年〇月〇日に開催された学校運営協議会において、校長より発議
した「令和〇〇年度学校運営の基本的な方針」が承認されました。
よって、下記の資料を添え、掛川市教育委員会へ報告します。

記

- 1 令和〇〇年度学校運営の基本方針
- 2 学校運営協議会 議事録

令和 年 月 日

掛川市教育委員会教育長 様

掛川市立〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

学校運営協議会委員の推薦について

掛川市学校運営協議会規則第3条に基づき、令和〇年度 〇〇学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

(ふりがな) 名 前	※1 属性	※2 委員歴	住所	※3 備考

※1 属性には、1：保護者、2：地域住民、3：学識経験者、4：その他 の種別を数字で記載する。

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

※3 備考の欄は、推薦の根拠となる役職名や理由を記載する。



掛川市教育委員会 教育政策課・学校教育課

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1-1

TEL 0537-21-1109 (教育政策課)

FAX 0537-21-1222 (教育政策課)

E-MAIL kyoikubu@city.kakegawa.shizuoka.jp (教育委員会代表)
